

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第6号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、次条に規定する契約に基づき、担保を提供しなければならない。

第11条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 農林債

(5) 商工債

第11条第3項ただし書中「額面金額」を「額面金額」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

(京都市立病院管理課)